

東大和市と日本郵便株式会社との地域活性化包括連携協定書

東大和市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、相互に連携を強化し、東大和市内における地域の一層の活性化等に資するため、以下のとおり地域活性化包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、緊密な相互連携と協働による活動を推進することにより、東大和市により一層の地域の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。なお、乙においては別表に掲げる郵便局が本協定を実施する。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、関係法令等に反しない範囲で、かつ、業務に支障のない範囲で、連携し協力する。

- (1) 地域や暮らしの安心・安全に関すること。
- (2) 防災・災害対策に関すること。
- (3) 産業振興及び観光振興に関すること。
- (4) 環境対策に関すること。
- (5) 子育て支援・青少年育成に関すること。
- (6) 高齢者支援に関すること。
- (7) その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲及び乙は協議の上、書面により必要な変更を行うものとする。

（免責）

第4条 甲及び乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力できなかつた場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。ただし、第2条第1項の規定による協力の実施により生じた問題について、甲又は乙の故意又は重大な過失によるものであった場合は、この限りではない。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の具体化の検討及び第2条第2項に基づき決定した協力内容の実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ずに第三者に開示又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持義務を負うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙から書面により特段の申出がなければ、本協定の有効期間が満了する日の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲及び乙は協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除することができるものとする。

（協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙は協議の上、決定するものとする。

（附則）

本協定の締結日の前日をもって、甲乙間で平成30年1月25日に締結した「地域における協力に関する協定」は失効する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ署名及び押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年2月18日

甲 東大和市中央3丁目930番地
東大和市
東大和市長 和地 仁美

乙 東京都武蔵村山市学園3丁目24番地の1
日本郵便株式会社
武蔵村山郵便局長 山浦 和弥

東京都東大和市上北台1丁目4番地の12
日本郵便株式会社
東大和上北台郵便局長 中澤 俊之

別表

名 称	住 所
武蔵村山郵便局	東京都武蔵村山市学園 3 丁目 24 番地の 1
大和郵便局	東京都東大和市奈良橋 5 丁目 775 番地
東大和南街郵便局	東京都東大和市南街 5 丁目 64 番地の 9
武蔵大和駅前郵便局	東京都東大和市清水 3 丁目 799 番地
東大和リビングテラス郵便局	東京都東大和市清原 1 丁目 1213 番地の 7
東大和芋窪郵便局	東京都東大和市芋窪 1 丁目 2079 番地の 2
東大和向原郵便局	東京都東大和市向原 3 丁目 1 番地の 6
東大和上北台郵便局	東京都東大和市上北台 1 丁目 4 番地の 12
東大和新堀郵便局	東京都東大和市新堀 3 丁目 11 番地の 13